

福祉学習実施校助成事業要項

(目的)

第1条 この要項は、安城市社会福祉協議会が、市内の小・中学校の児童・生徒を対象として、自主的な福祉やボランティア活動に関する学習の取り組みを支援し、「こころの教育」や「人への思いやり」などのお互いに助け合う心の育成を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 助成の対象は、市内の小・中学校で実施される福祉学習に係る活動とする。

(助成内容)

第3条 助成対象となる学習の内容は、第1条の目的達成のため家庭や地域社会との関わりをもった主体的な活動とし、助成の対象となる経費は次の内容とする。

- (1) 講師・協力者謝礼費
- (2) 講師・協力者交通費（実費範囲内とすること。）
- (3) 活動に関する消耗品費
- (4) 児童生徒の交通費
- (5) その他会長が認める費用

(助成額)

第4条 助成額は、活動に必要な経費とし、予算の範囲内とする。

ただし、1校の基準額を5万円以内とし、申請内容に応じて審査のうえ、基準額に奨励額を加算できるものとする。

(申請)

第5条 活動助成を受けようとするときは、安城市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 福祉学習実施校助成金交付申請書（様式第1）
- (2) 福祉学習実施校助成金利用計画書（様式第2）

2 申請は、学校単位・学年単位・学級単位のいずれかで行うものとする。

(助成決定・通知)

第6条 会長は、前条の申請を受けた場合は、当該申請書の内容を審査したうえで、助成の可否を決定する。

2 会長は、前項の助成決定をしたときは、福祉学習実施校助成金利用計画書（様式第2）及び福祉学習実施校助成金交付決定通知書（様式第3-1、様式第3-2）に

より通知する。

(変更届)

第7条 助成決定を受けた後、当該活動内容を変更した学校は、速やかに会長に次の書類を提出しなければならない。

(1) 福祉学習実施校助成金利用計画書(様式第2)

(2) 福祉学習実施校助成金変更届(様式第4)

2 会長は、前項の申請を受けた場合は、当該申請書の内容を審査し、助成の変更を決定する。

3 会長は、前項の変更を決定したときは、福祉学習実施校助成金利用計画書(様式第2)及び福祉学習実施校助成金変更決定通知書(様式第5-1、様式第5-2)により通知する。

(完了報告)

第8条 助成を受けた学校は、事業終了後すみやかに会長に次の書類を提出しなければならない。

(1) 福祉学習実施校助成金精算書兼完了報告書(様式第6)

(2) 福祉学習実施校助成金請求書(様式第7)

(支払い)

第9条 会長は、前条の完了実績報告書等を受領したときは、必要に応じ、その内容が申請どおり遂行されたかを助成を受けた学校に確認する。

2 前項の場合において、会長が必要と認める場合は、助成を受けた学校に関する書類の提出を求めることができる。

3 会長は前項の確認後、助成を受けた学校に助成金を交付する。ただし、会長が必要と認めるときは、助成金の全部又は一部を前払いすることができる。

(委任)

第10条 この要項に規定していない事項については、会長が別に定める。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。